

見守り 新鮮情報

数年前ショッピングモールで
勧誘されて**クレジットカード**
を作った。**利用明細**はオンラ
インで確認するようだったが、
スマホが苦手なので**見て**
いなかった。最近、クレジット
カードを使っていないのに

毎月一定額の引き落としがあることに気づいた。カード会社に問い合わ
せると「**申し込み時からリボ払い**になっており、残債が18万円ある」と
言われた。リボ払いにした覚えはなく、**手数料**を支払いたくない。

(60歳代)



©Kurosaki Gen

利用明細は必ず確認! 意図せぬリボ払いに注意

ひとこと助言

ウェブ明細でも
ちゃんと見よう



見守るくん

- リボルビング払い(リボ払い)は、利用金額や回数にかかわらず、あらかじめ設定した一定の金額を毎月支払うクレジットカードの支払方法です。月々の支払額を一定に抑えることができますが、支払いが長期化し手数料がかさむことがあります。
- 特に、リボ専用カードや自動リボ設定されているカードは、利用の際に「一括払い」と告げても自動的にリボ払いになります。カード申込みの際は、よく確認しましょう。
- 利用明細を確認することで、毎月の支払残高や支払額(手数料)などがいくらになるのかが分かるため、意図せずリボ払いになっていたことに早く気づけます。利用明細は必ず毎月確認し、不明な点があれば、すぐにカード会社に連絡しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第524号(2025年10月23日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)

